

屋内消火栓設備技術基準 (抜粋)

■屋内消火栓設備に関する基準の細目 (規則第12条) 抜粋

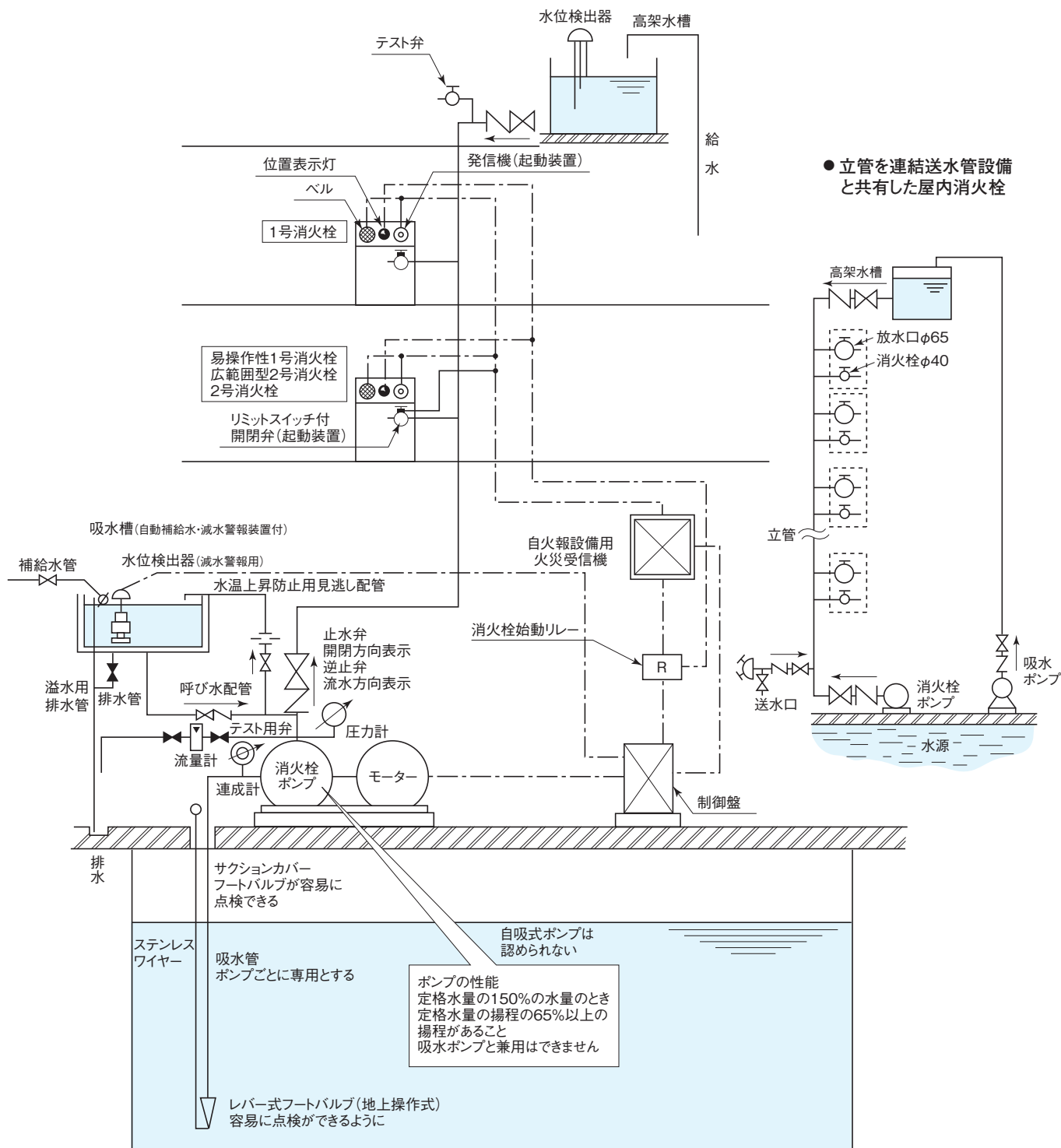
1. 屋内消火栓は、次のイ及びロに定めるところによること。
- イ 屋内消火栓の開閉弁は、底面からの高さが1.5メートル以下の位置に設けること。
- ロ 消防庁長官が定める基準に適合するものであること。
2. 加圧送水装置の始動を明示する表示灯は、赤色とし、屋内消火栓箱の内部またはその直近の箇所に設けること。ただし、次号ロの規定により設けた赤色の灯火を点滅させることにより、加圧送水装置の始動を表示できる場合は、表示灯を設けない

ことができる。

3. 屋内消火栓設備の設置の表示は、次のイ及びロの定めるところによること。

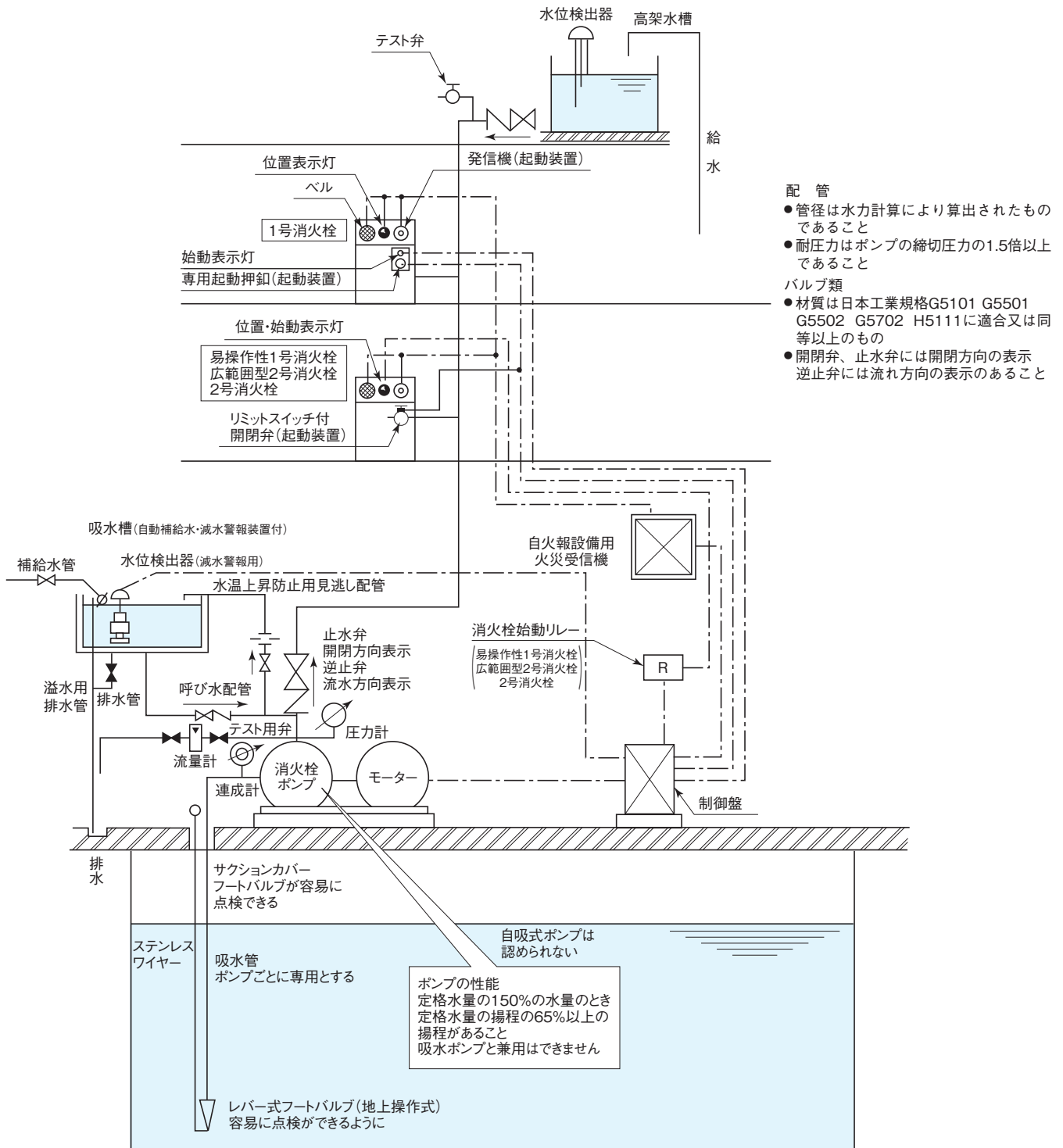
- イ 屋内消火栓箱には、その表面に「消火栓」と表示すること。
- ロ 屋内消火栓箱の上部に、取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

■屋内消火栓 (ポンプを用いる加圧送水装置) 設置例 自火報を連動する場合



屋内消火栓設備技術基準 (抜粋)

■屋内消火栓 (ポンプを用いる加圧送水装置) 設置例 自火報を連動しない場合



- 巻頭
- 易操作性1号消火栓
- 1号消火栓
- 広範囲型2号消火栓
- 補助給水栓・2号消火栓・天井設置型
- 屋内消火栓設置基準
- 屋外消火栓設置基準
- 放水口・排水口・ホース給排水
- 補給水・排水・コンセント
- 連結送水管技術基準 (抜粋)
- 消火栓弁
- ノズル・結合金具
- ホース・ホース架
- アイユニット
- 送水口・採水口
- スプリンクラーヘッド
- 放水設備・スプリンクラー吐出配管
- 泡消火設備
- 媒介継手・テスト金具
- パッケージ型消火設備
- 消火器・消火器給排水
- 移動式粉末消火設備
- ケーシングが敷水性器具・スペアパーツ
- 消火栓・給水栓
- 放水銃 他
- 文化財・耐震ファン用放水銃
- 技術資料目次
- 品名型番索引